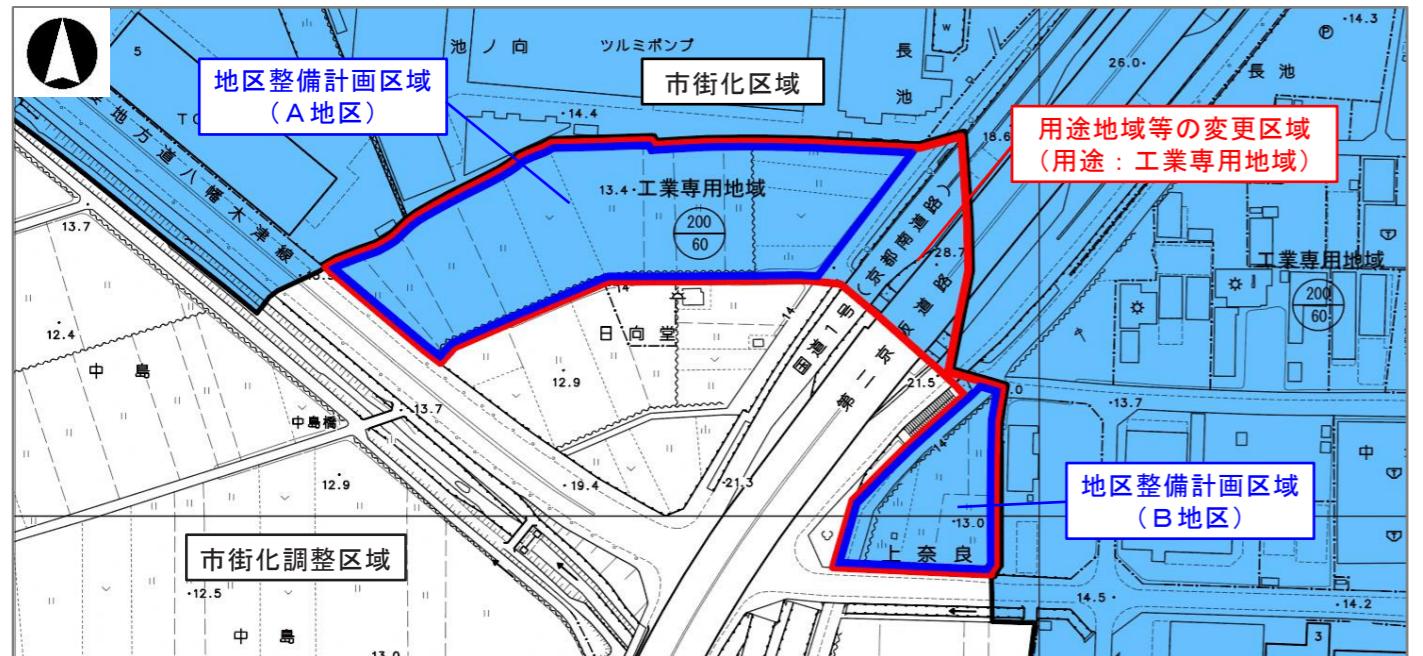


## 京都府南部都市計画区域区分の見直しに伴う都市計画変更（案）

現在、市街化調整区域である2地区について、京都府南部都市計画区域区分の見直しに併せ、用途地域等の都市計画変更により計画的かつ有効な土地利用を図ります。

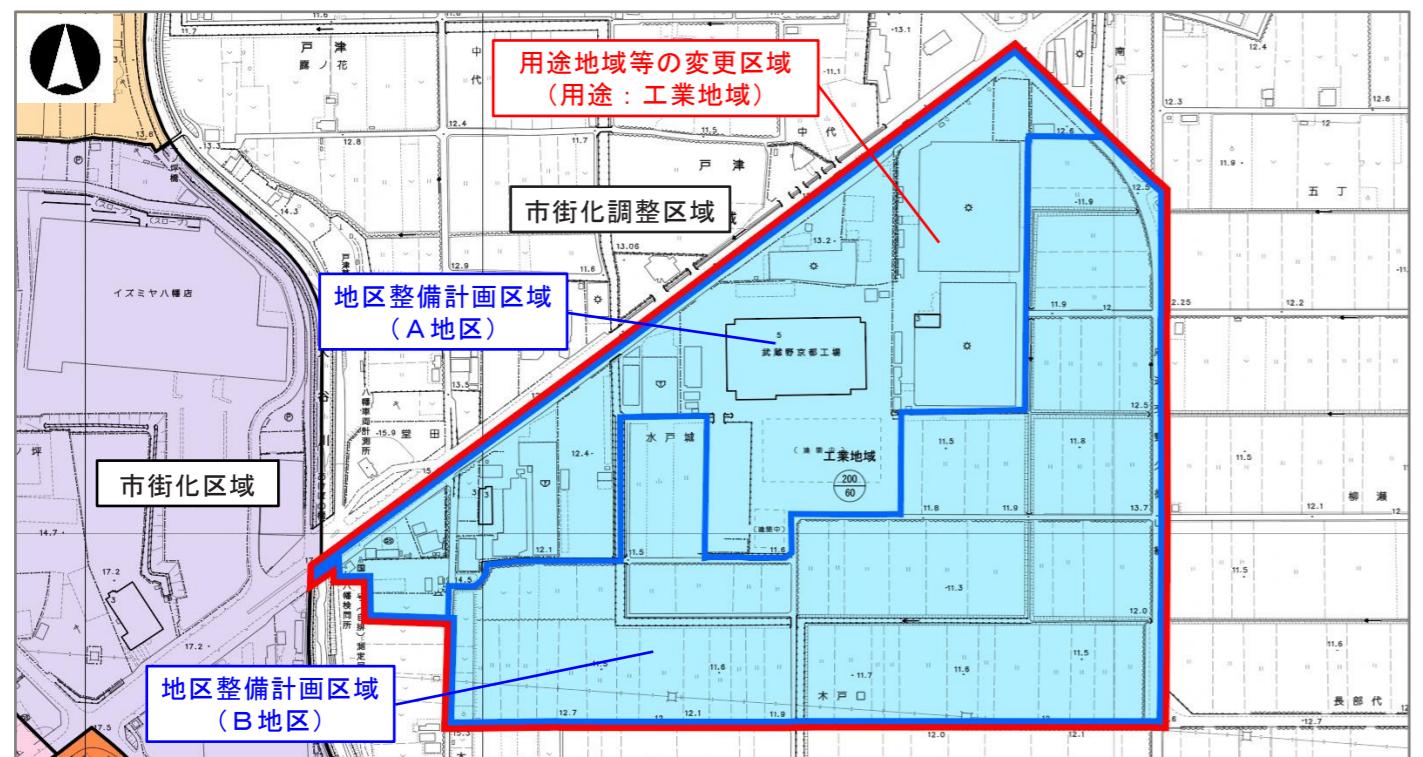
○八幡東 IC 周辺地区

- ・用途地域については、産業振興を図る地区であり、周辺の既存工業団地との連続性などを踏まえ、工業専用地域を指定します。
  - ・周辺環境の保全を図り、公害発生の恐れのある工場の立地を制限するため、第二種特別工業地区を指定します。
  - ・地区計画については、内里・上奈良地区地区計画が既に決定されていますが、市街化区域への編入を踏まえ見直します。



○戸津地区

- ・用途地域については、既に工場等が立地し工業的な土地利用がされていること、産業振興を図る地区であることを踏まえ、工業地域を指定します。
  - ・周辺環境の保全を図り、公害発生の恐れのある工場の立地を制限するため、第二種特別工業地区を指定します。
  - ・地区計画については、戸津地区地区計画が既に決定されていますが、市街化区域への編入を踏まえ、見直します。



## ○都市計画変更の内容（抜粋）

地区名	八幡東 IC 周辺地区		戸津地区	
都 市 計 画  地 区 規 制 限	区域区分	市街化区域		市街化区域
	用途地域 (容積率/建ぺい率)	工業専用地域 (200/60)		工業地域 (200/60)
	特別用途地区	第二種特別工業地区		第二種特別工業地区
	地区計画	内里・上奈良地区地区計画		戸津地区地区計画
地区分け	A 地区	B 地区	A 地区	B 地区
建築物の 用途の制限	下記に掲げる建築物は建築してはならない。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、飲食店等</li> <li>・カラオケボックス等</li> <li>・神社、寺院、教会等</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・診療所</li> <li>・保育所、幼保連携型認定こども園</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設等</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・畜舎</li> <li>・建築基準法別表第2（る）項に掲げる事業を営む工場</li> <li>・建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」、「店舗型性風俗特殊営業」及び「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの</li> <li>・京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項の規則に定める営業の用に供するもの</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用住宅、兼用住宅等</li> <li>・店舗、飲食店等</li> <li>ただし、建築基準法施行令第130条の5の3に定めるものを除く。</li> <li>・ボーリング場、スケート場等</li> <li>・カラオケボックス等</li> <li>・マージャン屋、ぱちんこ屋等</li> <li>・図書館、博物館等</li> <li>・神社、寺院、教会等</li> <li>・公衆浴場・診療所</li> <li>・保育所、幼保連携型認定こども園</li> <li>・老人ホーム、福祉ホーム等</li> <li>・老人福祉センター、児童厚生施設等</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・畜舎</li> <li>・自動車修理工場</li> <li>・建築基準法別表第2（る）項に掲げる事業を営む工場</li> <li>・建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げる危険物の貯蔵又は処理施設</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」、「店舗型性風俗特殊営業」及び「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの</li> <li>・京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第23条第1項の規則に定める営業の用に供するもの</li> </ul>			
	敷地面積の 最低限度			
	1,000 m <sup>2</sup>			
	建築物の高さの 最高限			
	20m			
	25m			
	31m			
壁面位置の制限	外壁等から道路境界線等までの最低限度を5mとする。	外壁等から道路境界線等までの最低限度を2mとする。	-	外壁等から道路境界線等までの最低限度を5m（一部3m）とする。
建築物等の形態 または意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。			
かきまたはさくの 構造の制限	宅地地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。			